

## 人材紹介業務委託契約書

株式会社株式会社 XXX（以下、甲という）と株式会社トモシゲビルサービス株式会社（以下乙という）とは、次のとおり人材紹介に関する業務委託契約（以下、本契約という）を締結する。

### 第一条（委託業務内容）

乙は甲に対し、甲が指定する要件を備えた人員（以下、「候補者」という）を 甲（甲のグループ企業を含む）に紹介する業務（以下、「本業務」という）の委託を受け、乙はこれを受託する。

### 第2条（対価）

1. 乙は本業務を善良な管理者の注意をもって遂行するものとし、甲の指定する候補者及び候補者に関わるデータその他の甲の求める情報を甲に対して提供する。
2. 甲は乙に対し、本業務履行完了後、甲のグループ企業に候補者が入社した場合、次条に定めるにより算出された対価（以下「本体価」という）を本業務履行の一切の対価として支払う。

### 第3条（対価の算出）

1. 甲が支払う本対価は本業務候補者の入社者 1 名に対して、紹介料 15 万円とする。
2. 入職者が入社日以後、入社日から起算して事項に定める機関に退職した場合は、乙は入職者についての本対価の一部を甲に返還するものとする。但し、入職者の退職が、甲の入職者に対する処遇その他の労働条件が採用決定前に提示されたないようと著しく異なることに起因するばあい、または甲の法令違反行為に起因するばあいはこの限りではない。
3. 前項において、乙が甲に採用魚決定者についての紹介手数料を返還する場合は、以下のとおりとする。
  - 入社一か月以内に退職した場合、紹介料の 80%
  - 入社後 3 か月以内に退職した場合、紹介料の 50%
  - 入社後 6 か月以内に退職した場合、紹介料の 30%